



法律上義務が生じる事業者

○ この法律上、義務が生じる事業者（「個人情報取扱事業者」）は、次の要件を満たす者となります。

- ・ コンピュータなどを用いて検索できるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業の用に供していること
- ・ 取り扱う個人情報の量が5千件（注）を超えること

（注）事業に利用している5千件の数には、たとえば、事業を実施する上で必要となる顧客の情報、従業員の情報等が含まれます。

○ 「個人情報データベース等」には、コンピュータ処理情報のほか、紙の情報（マニュアル処理情報）であっても個人情報を50音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次、索引等を付して容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。

※法律における個人情報取扱事業者の義務は、平成17年4月1日から施行されます。